

令和3年7月20日

魚沼市議会議長 関 矢 孝 夫 様

総務文教委員会

委員長 森 島 守 人

総務文教委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 各種委員の選任について
(2) 今後の所管事務調査について
(3) 閉会中の所管事務等の調査について
(4) その他
- 2 調査の経過 7月20日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。
各種委員の選任については、本委員会から選任すべき審議会等の委員を選出した。
今後の所管事務調査については、前期委員会からの申し送り事項を確認し、その取扱いを協議した。新規の課題等については、今後の委員会で協議することとした。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、既存庁舎の利活用について、小出郷図書館について、魚沼市公立保育園等再編計画（案）及び第二期子ども子育て支援事業計画の見直しについて、旧堀之内子育て支援センター解体撤去工事に係る設計見直しについて及び入広瀬小学校について、執行部より報告を受け質疑を行った。

総務文教委員会会議録

1 審査事件

- (1) 請願第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書
- (2) 議案第73号 魚沼市芸術文化振興基金条例の廃止について
- (3) 議案第75号 財産（災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車）の取得について
- (4) 議案第76号 財産（小型動力消防ポンプ付普通積載車3台）の取得について

2 調査事件

- (5) 各種委員の選任について
- (6) 今後の所管事務調査について
- (7) 閉会中の所管事務等の調査について
- (8) その他
 - ・ 既存庁舎の利活用について
 - ・ 小出郷図書館について
 - ・ 魚沼市公立保育園等再編計画（案）及び第二期子ども子育て支援事業計画の見直しについて
 - ・ 旧堀之内子育て支援センター解体撤去工事に係る設計見直しについて
 - ・ 入広瀬小学校について

3 日 時 令和3年7月20日 午前10時

4 場 所 本庁舎3階 委員会室

5 出席委員 桑原郁夫、横山正樹、星 直樹、星野みゆき、大平恭児、遠藤徳一、森島守人、本田 篤、（関矢孝夫議長）

6 欠席委員 なし

7 紹介議員 高野甲子雄

8 説明員 内田市長、樋口教育長、桑原総務政策部長、外角消防長、吉澤教育委員会事務局長、米山総務政策部副部長、五十嵐企画政策課長、古田島消防総務課長、森山学校教育課長、斎藤生涯学習課長、小林子ども課長

9 書 記 佐藤議会事務局長、今井主任

10 経 過

開 会 (10 : 00)

森島委員長 定足数に達していますので、ただいまから総務文教委員会を開会します。本委員会に付託されました議案について審議願います。

(1) 請願第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書

森島委員長 日程第1、請願第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書を議題とします。最初に紹介議員であります高野甲子雄議員に説明を求めます。高野議員、紹介議員席にお着きください。

高野紹介議員 紹介議員の高野甲子雄です。請願第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書についてであります。請願項目については、1つとして、少人数学級を推進すること。その際の学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下とすること。2つとして、学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。3つとして、自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。4つとして、教育の機会均等と水準の維持・向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元することの4項目でございます。請願の趣旨と理由については、お手元の請願書のとおりであります。例年は1と4の2項目でありましたが、今回は2項目め、3項目めが追加された形になっており、4項目になっております。いずれの項目についても教職員の配置という要望であり、財源の確保、この請願ということであります。自治体が行う措置となれば、自治体間の財政の格差がありますので、子どもたちへの教育格差を生じさせることとなります。そういうことから、教育格差を生まないよう国への2022年度予算での措置を要望する請願になっております。働き方改革の中でも教職員の多忙化解消策が言われておりますが、なかなか進んでいないのが実態であり、新型コロナウイルス感染症対策により、教職員の多忙化が極限に達しているのではないかと思います。近年、教職員への希望者が減少傾向にあるとも言われており、危惧する時代だと思っております。教職員の皆さんが心身ともに余裕を持って子どもたちの対応ができることが、子どもたちの成長には欠かせないことと思われまます。教職員の多忙化解消は喫緊の課題であります。教育の財源確保の国への請願であります。請願の趣旨をご理解いただき、満場一致で請願の採択がなされるようお願いをし、紹介議員の趣旨説明とさせていただきます。よろしく願います。

森島委員長 これから、紹介議員に対する質疑を行います。質疑はありますか。

遠藤委員 この請願でありますけれども、請願者代表者の名前がございしますが、他の自治体において、新潟県内あるいは全国において、この内容のものがどれくらい提出をされ、どれ

くらいの率で可決に至っているか、その辺教えてください。

高野紹介議員 申し訳ございませんが、数の関係については私のほうでは調べておりません。ただ、県内各市町村に対しては、議会、行政のほうとも請願行動はされていると聞いております。

遠藤委員 請願者は南魚沼市の方ということですが、南魚沼市においても議会において可決され、国への提出が決まっているということでしょうか。

高野紹介議員 申し訳ございません。南魚沼市の請願の状況、それから採決の状況についても私のほうでは調査しておりません。

遠藤委員 では、各自治体に合わせた数値になっているのか、それともこの学級人数も含めて、一律に同じ数値で請願をされているのか、それだけ教えてください。

高野紹介議員 請願のこの4項目については同じ文面で各自治体、議会に提案されているものと思っております。

本田委員 今ほどの説明の中で、2と3の項目は新たに増えたということですが、タイトルでは去年のままということですが、付け加えてもいいのかなと思うのですが、その辺はいかが考えておりますか。

高野紹介議員 この2項目め、3項目めについては、働き方改革の関連で県のほうでもいろんな施策がなされております。そういうことからこの加配の関係の部分、いろいろ施策がされております。そういうことで、それを受けての請願という形になっておろうかと私は感じておりますし、もう一つは、教職員の増員といいますか、定数計画、教職員の長時間労働是正、これがなかなか進んでいない、そういう中で、実態的な教職員の働き方の改革を進めるための具体的な施策の部分ということで私は受け止めております。

本田委員 今ほど紹介議員の説明、大変よく理解いたしましたけれども、せっかく一般質問でも紹介議員から加配の話について熱弁を振るっていただきましたけれども、そういったことも含めてここに載せたらどうかというような話ですが、いかがですか。盛り込むことについては、決して悪くないと思っているんですけれども。

高野紹介議員 請願のタイトルに加えたほうがいいのではないかとということかと思いますが、それについては、私は紹介議員ですので特にどうこうということにはなりません、一応請願者のほうにはそういう意見があったということで伝えさせていただきたいと思います。

星野委員 少子化の影響で、市内小中学校、既に30人以下学級が実現している学校が多いのではないかと思いますけれども、30人以下の学級に該当しない学級が現在いくつあるのか、学校名、学年を含め分かれば教えてください。

森島委員長 これは紹介議員のほうで分かりますか。魚沼市の状況について。分からなければ、後ほど執行部側にこちらから質疑をさせていただきますが、把握しておりますか。

高野紹介議員 どことどの学校ということで、すぐに出てきません。申し訳ありませんが教育委員会のほうから答弁していただいたほうがいいのかなと思います。

森島委員長 高野紹介議員に申し上げますが、紹介議員ということですので、当市の状況もやはり把握をして紹介議員になっていただければと思っております。それで、今の質疑につきましては、後ほど執行部に確認しておきたいことということで、質疑の機会がありますので、そこで教育長なり、担当部局のほうで答えをいただきたいと思っております。とりあ

えず、今は紹介議員に対する質疑をさせていただきます。ほかに質疑はありませんか。(なし) なければ、これで紹介議員に対する質疑を終結いたします。紹介議員はご退席願います。(紹介議員退席) 続きまして、本件に関しまして執行部に確認したいことがありましたら、発言を許します。最初に、先ほど星野みゆき委員から質疑がありました、市内状況について、教育長又は教育委員会事務局長からお答えをいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

吉澤教育委員会事務局長　それでは、魚沼市の状況について申し上げます。市内の小学校の学級数、全ての小学校の学級数については、特別支援学級を含め合計90クラスであります。そのうち36人から40人というクラスは1学級のみ、湯之谷小学校の5年生であります。それから31人から35人が8学級、広神西小学校の2年生と6年生、湯之谷小学校の3年生、小出小学校の4年生が2クラス、同じく小出小学校の6年生1クラス、堀之内小学校の3年生と4年生であります。そのほかの81クラスにつきましては30人以下学級であります。なお、湯之谷小学校では6年38人を2学級ということでしております。

星野委員　今ほどの小学校のみということでよろしいのでしょうか。

吉澤教育委員会事務局長　そのとおりであります。

星野委員　中学校のほうも分かれば教えていただきたいのですが。

吉澤教育委員会事務局長　それでは学校教育課長から答弁させます。

森山学校教育課長　中学校につきましては、特別支援学級以外の学級が28クラスあるんですけれども、30人以上の学級は18クラスあります。堀之内中学校で1年生1クラス、2年生、3年生は30人以上2クラスになっています。北中学校は30人以上はありません。小出中学校は2年生2クラス、3年生の3クラスが30人以上になっています。湯之谷中学校は2年生の1学年が30人以上です。広神中学校につきましては、3年生の2クラスが30人以上です。

星野委員　魚沼市の現状、31人以上の学級が思っていたよりたくさんあったんですが、30人学級と35人学級では魚沼市が準備することや財政負担の差はどの程度あるのか、分かるようでしたら教えてください。

吉澤教育委員会事務局長　まず、教員については県費でありますので、その分に係る人件費は、市については影響がないと考えております。それからクラスを増やす結果になる場合については、その分の費用が必要になると思いますが、現在各学校とも空き教室が既にあるような状況ですので、全体としては恐らく大きな影響はないと考えております。

星野委員　義務教育の国庫負担制度の国費負担割合を2分の1に復元とありますけれども、今ほど教員のほうは県費ということでありましたけれども、そうしますと、この2分の1の実現について魚沼市に対するメリットは何かあるのでしょうか。

吉澤教育委員会事務局長　教員については県費ということありますので、県の負担分が減れば、その分県の職員配当にいい影響が出るとは思いますけれども、直接的にはそれによって市の負担分が影響を受けることはないと考えております。県費の教職員の配当が増えることにより、教員確保困難地域である魚沼市にも教職員が配当されるといういい影響があると考えております。

星野委員　本年度より小学校の学級編成の標準を現行の40人から35人に段階的に引き下げら

れるわけですが、少人数で余っている教室も多いとは思われるわけですがけれども、教室の整備など市の負担も考えられるわけであり、35人学級によって本年度又は来年度整備しなければならない教室の数等はどの程度になるのでしょうか。

吉澤教育委員会事務局長　具体的にいくつという数字は今持ち合わせておりませんが、基本的に空き教室も多目的室ですとか交流室ということで活用しておりますので、そこについては柔軟に対応ができるものと考えております。

本田委員　教育長にお伺いしたいんですけども、長年教育現場に携わった方の経験としてお話を聞かせていただきたいと思います。それこそ今回の一般質問で紹介議員から加配の話がございました。話を聞いていて、加配することも非常に重要なのだなというのは感じましたがけれども、仮に財源が限りあると、県費かもしれないけれども仮に財源が限られている中で、そうやって金額増やして教育現場のよりよい改善をするというような方向性の中では、費用対効果という話の中では30人以下学級を狙うよりも、教員の加配のほうが教職員の負担というのは楽なんじゃないかなというふうな、私は取り方をしたんですけども、教育長的には今ほどの話を聞いてどんなふう感じ取りますか。

樋口教育長　30人以下学級という件については、基本的な学校の枠組みの問題ですので、制度としては35人よりは30人のほうが、現場も教員も、そして子どもたちもプラスになることだろうなというふうに受け止めています。ただ、現状としては、委員がおっしゃったように財源の制限であるとか様々なことがありますので、学級の定員を下げていくという動きと同時に現場としては一人でも二人でも加配が付いてくれば、そこはまた教員の負担の軽減になりますし、働き方改革の助けにもなりますので、それも求めていきたいなと思っております。ですので、基本的な制度と現状の対応策という点でちょっと視点が異なる部分かなと思います。

森島委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し採決することに決定しました。これから請願第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書を採決いたします。お諮りします。本件は採択することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、請願第3号は、採択すべきものと決定されました。本請願を採択としましたので、本会議でも採択された場合の意見書発議について協議いたします。意見書(案)を配付いたします。(意見書案配付) 配付漏れはありませんか。(なし) それでは意見書案について議会事務局長に朗読させます。

佐藤議会事務局長　(意見書(案)朗読)

森島委員長　お諮りします。ただいま朗読のあった意見書でご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。それでは、本会議で採択されたときには、委員長が提出者となり委員会で発議することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。そのように決定されました。

(2) 議案第73号 魚沼市芸術文化振興基金条例の廃止について

森島委員長　日程第２、議案第 73 号　魚沼市芸術文化振興基金条例の廃止についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長　補足説明はございません。

森島委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大平委員　財源手当については、条例上なくなって、基金もないわけなんですけど、こうすることによって一般財源等で措置するということだけとなりますので、一定程度不安は付きまとうと思うんですが、今まで基金の取崩しに当たって、ここに書いてありますよね、文化の振興に資する事業の財源に充てると、充ててきたわけなんですけども、今度は具体的な事業としてあるのであれば、また来年度以降も引き続きやるわけなんですけれども、その財源について本当に同等の部分で措置されるのか、それとも切り詰めるのか、そこら辺、見通しも含めて考えがありましたらお聞かせください。

斎藤生涯学習課長　財源につきましては、必要に応じて予算付け等で検討はさせていただきますが、基本的にこの基金につきましては、取り崩してきたのは、小出郷文化会館の事業に充てるためということになっていますので、そこで指定管理者に移行したところで、そのとき指定管理者の運営についても軌道に乗せるためにその基金を有効に活用するということで取り崩してきて、今回ゼロになったものであります。ですので、文化会館の事業費としては基準ベースという部分に戻りますが、今後必要に応じて何か特別な事業をやるとかということがありましたら今後の予算付け等で検討してまいります。

大平委員　これは事業ですから、事業に充てたということであれば、調べれば分かることなんですけども、大体年度ごとにどれくらい取り崩してきたんですか。分かりましたら教えてください。

斎藤生涯学習課長　500 万円ずつ取り崩してきて、平成 30 年に 500 万円、平成 31 年に 500 万円、残り 470 万円ほどを最後に取り崩してゼロになったという状況です。

大平委員　小出郷文化会館に特化した基金の条例であって、ほかの部分、ほかの芸術文化の振興に資する事業についての基金ではないという話ですよ。そしたらほかの基金はないわけなので、この本来の、本筋の文化芸術の振興に資する事業の財源確保について、心配ないというお話なんだろうけど、やはり昨今、芸術文化についてはコロナの状況でも不安を抱えていらっしゃる方々は大勢いらっしゃると思うので、私は一定程度必要に応じて、今回のようなケース、一つの文化会館という事業に対してということではなくて、全般的に文化芸術に資する事業についての積み立て、私は必要ではないかと思うんですが、その考えについては何か考えていらっしゃいますか。

斎藤生涯学習課長　今のところは、例えば大きな施設を造るとかということになると、積み立てていって、基金をつくっていくということは考えられますが、今現在のところは通常の予算の中で検討していくということで考えております。

大平委員　文化協会かなんかのほうでは、今私が言ったような話というのは出ていますか。それだけ確認します。

斎藤生涯学習課長　聞いてはおりません。

森島委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めま

す。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第 73 号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第 73 号 魚沼市芸術文化振興基金条例の廃止については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（３）議案第 75 号 財産（災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車）の取得について

（４）議案第 76 号 財産（小型動力消防ポンプ付普通積載車 3 台）の取得について

森島委員長 日程第 3、議案第 75 号 財産（災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車）の取得について、及び日程第 4、議案第 76 号 財産（小型動力消防ポンプ付普通積載車 3 台）の取得についての 2 件を一括議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長 議案第 75 号、76 号とも補足説明はございません。

森島委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第 75 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第 75 号 財産（災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車）の取得については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。次に、議案第 76 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第 76 号 財産（小型動力消防ポンプ付普通積載車 3 台）の取得については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

日程第 5 から日程第 7 については委員会内部の協議になりますので、一部日程を変更して、日程第 8、その他を先にし、その後に日程第 5 から日程第 7 を協議することにご異議ありませんか。（異議なし）そのように決定しました。ここで、しばらくの間休憩いたします。

休 憩（10：36）

再 開（10：37）

森島委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

（８）その他

・既存庁舎の利活用について

森島委員長 日程第 8、その他を議題とします。まず、既存庁舎の利活用についてを議題とします。資料が配付されておりますので、執行部に説明を求めます。

五十嵐企画政策課長 （資料「既存庁舎の利活用について」により説明）

森島委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

本田委員　これに関連しまして、社会福祉協議会の行き先というのは、選挙でも争点になるくらい話題になりましたけども、これについての考え方だけ伺います。

内田市長　社会福祉協議会との話合いの中では、9月までに結論を出してご報告しますというのを回答いただいております。

森島委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし) なければ、これで質疑を終結させていただきます。

・小出郷図書館について

森島委員長　次に、小出郷図書館についてを議題とします。本件について、執行部に説明を求めます。

吉澤教育委員会事務局長　それでは小出郷図書館の大規模改修事業につきましてご説明いたします。資料はございません。先ほど企画政策課作成の既存庁舎の利活用についての該当部分と併せて御覧いただきたいと思います。小出郷図書館の大規模改修事業につきましては7月13日の市長行政報告・所信概況において、今年度の予算執行を見合わせている旨をご報告したところであります。令和3年度予算の予算審査特別委員会の中で、事業の費用対効果等について様々な質疑やご意見をいただいたところであります。この執行に当たった検討の中で、小出郷図書館単体での大規模改修という考え方だけでなく、広く周辺の社会教育施設を含めた再編という一段広い視点から、先ほど企画政策課の資料にあったとおり、近接した適地に建て替える案を検討したいというものであります。その場合、まちづくりと連動した公共施設管理の推進、公共施設総量の縮減、多機能集約化などの公共施設再編整備計画との基本的な考え方や実施方針にのっとり検討する必要があるため、庁内の関連部署と連携していきたいと考えております。施設解体後の機能移転を想定しております小出公民館、小出郷福祉センターを含め、現在地から近く、利用者の便がよいということから、教育委員会事務局生涯学習課としましては、小出庁舎及び小出公民館跡地を活用したい旨を、庁内での検討においては申し上げているところです。現段階では事務局内部の検討にとどまっており、市民を交えての検討の段階には至っておりません。また、小出郷図書館の3階に機能移転を検討しておりました教育センター機能につきましては、小出郷図書館の大規模改修自体の執行を見合わせている状況であるため、他の移転先について再検討したいと考えております。その場合、旧広神庁舎を活用することについて、これも現段階では事務局での検討段階であります。旧庁舎利活用担当の企画政策課と調整しているところであります。隣接して広神コミュニティセンターが立地しており、会議や研修の際の便がよいということ、広神体育センターにおいてフラワールーム通室児童の運動やレクリエーションに活用が可能であるということから検討に挙げさせていただいております。現在のところお示しできる資料等がなく、口頭での報告とさせていただきましたが、今後の経過の中で進捗の段階ごとに総務文教委員会において、より詳しくご報告したいと考えております。説明は以上であります。

森島委員長　今ほどの説明について質疑を行います。質疑はありませんか。

大平委員 市民を交えての検討については報告がありませんでした。このスケジュールについてはどのような見込みを考えているのかお聞かせください。

吉澤教育委員会事務局長 教育委員会としましては、図書館協議会という既設の協議会があるわけでありすけれども、この公共施設再編という観点からはほかの様々なまちづくり関連ですとか、市街地活性化というような観点も含みますので、それらとの調整がまだ未了ということでありまして、教育委員会所管の市民を交えての検討会も含めてまだ具体的な調整に至っていないという状況であります。

大平委員 いつまでに立ち上げるかという目途も、内部では見通しが立っていないということですか。

吉澤教育委員会事務局長 今回の議会で今年度つけていただきました大規模改修事業の執行を見合わせている旨を報告させていただきましたので、これから具体的に調整に入ってまいりたいと考えております。

森島委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) なければ、これで質疑を終結させていただきます。

・魚沼市公立保育園等再編計画（案）及び第二期子ども子育て支援事業計画の見直しについて

森島委員長 次に、魚沼市公立保育園等再編計画（案）及び第二期子ども子育て支援事業計画の見直しについてを議題とします。資料が配付されておりますので、執行部に説明を求めます。

吉澤教育委員会事務局長 公立保育園の再編につきましては、令和2年12月の総務文教委員会で案を説明させていただき、令和3年の2月から説明会で市民、保護者等に回ったところであります。しかしながら参加者がなかなか少なく、説明が行き渡っていないということから今のところ成案化に至っていないわけではありますが、その間にも公立だけでなく、私立を含む市全体の保育、教育の環境に変化があったということから今回の公立保育園再編計画の見直しをする必要性が生じたということでありまして、併せて第二期子ども子育て支援事業計画、こちらに関連がありますので見直す必要が生じたということで本日説明をさせていただきたいというところであります。内容については子ども課長から説明をいたします。

小林子ども課長 （資料「魚沼市公立保育園等再編計画（案）の見直しについて（案）」により説明）

森島委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。ここで、しばらくの間休憩といたします。

休 憩（11：01）

再 開（11：10）

森島委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

・旧堀之内子育て支援センター解体撤去工事に係る設計見直しについて

森島委員長 次に、旧堀之内子育て支援センター解体撤去工事に係る設計見直しについてを議題とします。資料が配付されておりますので、執行部に説明を求めます。

吉澤教育委員会事務局長 旧堀之内子育て支援センターにつきましては、今年度解体撤去工事の工事事業費、およそ9,800万円ほどが計上されておりました。この発注に先立ちまして再度のアスベスト調査を実施した結果、一部からアスベスト含有が判明したことにより、事業費及び工期について再検討しないとはなくなったという状況であります。現在、事業費の再見積り作業中でありまして、今議会での補正予算には至っておりませんが、今後の見込みも含めまして子ども課長から説明をさせていただきます。

小林子ども課長 それでは配付した資料を基に説明をさせていただきます。まず教育委員会事務局長からただいま説明があったように設計見直しの経過、概要ということですが、令和3年4月改正大気汚染防止法が施行されたということで、大きく規制範囲が拡大したという背景がございます。直接的な関係性はないんですが、この規制対象が全ての石綿含有建材に拡大されたということを受けまして、再度参考見積りの徴収に当たりまして、これまでの調査結果を踏まえた中で、改めてその石綿作業に関する専門業者等にも助言を仰いだ中で、再調査を実施したという経過でございます。そうした中で新たにアスベスト含有箇所が今回判明して、そのために設計、見積りの見直しを迫られているという状況であります。新たに判明した箇所につきましては、資料で説明させていただきます。（資料「旧堀之内子育て支援センター解体撤去工事」により説明）今後の予定につきましては、今段階で見積りを詰めているところではございますが、工程としましては今後補正を受けた中で年度内には着工したいと、ただ冬期を迎えますので、今年度につきましては主に内部の工事、翌年度以降雪消えをしてから外部の仮設を設置した中で本格的な外部のアスベスト除去に入っていきたいと考えております。

森島委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

本田委員 今後出る可能性、新たな場所が発覚するとか、そういった可能性というのはありますでしょうか。

小林子ども課長 ないとは言い切れません。今後もし出た場合ということで申し上げますと、発注後につきましては、大気汚染防止法によりまして建築物の解体、改修等工事において前もって今事前調査をした情報は受注業者のほうに情報として提供しまして、受注業者において今度は調査をする義務がございますので、基本的な調査資料を基に今度は受注業者のほうで調査をして新たに含有箇所がないかどうかも含めて調査する必要があります。仮に新たな箇所が出た場合につきましては、当然増額ということも考えられますので、そのときには変更が必要になってくるかと考えております。

本田委員 私自身未確認なんですけど、何かネズミが出て近所の人困っているとか、そんな話も小耳にしたものですから、いろいろアスベストの件については仕方ないにしても、粛々と作業をやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします

森島委員長 答弁はよろしいですね。では、粛々とやっていただきたいと思います。

大平委員 かなり厳重な警戒を要するような話をされましたので気になったんですが、周辺の方々には工事をされる際にかなり制限が加えられるようなことってあるんですか。そういう状況も考えられますか。

小林子ども課長 防塵という面では、密閉をした中での仮設が求められますので、それを前提として周辺には漏らさないということが前提になろうかと思います。

大平委員 あってはならないですが、やはりちゃんとした説明と立ち入り等も厳しく制限されると思います。そこら辺万全にやっていただきたいんですが、影響があってはならないので、もし被害を受けてもかなわないので、そこら辺の慎重な対応、例えば期間がかかったり費用負担がかかり発生してもここは慎重に進めていただきたいというふうに思います。気になるのは先ほど本田委員が言ったように新たに出る可能性もあるみたいな話をされたので、ここはもう一段踏み込んで調査をしっかりとった中で、取り組んでいただきたいと思いますが、これは意見として添えますが、そこら辺の考え方について聞かせてください。

小林子ども課長 発注前の事前の必要な調査については専門業者のほうにも意見を伺った中でしてきたという認識であります。大気汚染防止法によって、受注業者においてもそれを受けて改めて事前調査をした中で発注者への説明というのも義務付けられておりますので、そうした情報を共有した中で必要な対策を取ってまいりたいと考えております。

遠藤委員 答弁漏れの部分ですが、近隣への周知、説明について回答がなかったように思います。

森島委員長 安全面のことで近隣の皆さんへの説明について、大平委員の質疑の中にあったかと思いますが、その点だけお答えをいただきたいと思います。

小林子ども課長 そちらにつきましても工事業者が決まりましたら詳細な説明、地元説明会をさせていただきたいと思っております。

森島委員長 委員長としても、ぜひ住民には親切な説明をして工事に入るようお願いをしたいと思います。ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑がないようでありますので、これで質疑を終結させていただきます。

・入広瀬小学校について

森島委員長 次に、入広瀬小学校についてを議題とします。資料が配付されておりますので、執行部に説明を求めます。

吉澤教育委員会事務局長 入広瀬小学校についてであります。お配りした資料は児童数の推移ということですが、市内の小中学校につきましては、平成 25 年から平成 31 年を計画期間とした通学区域再編計画というのがございました。その後この計画については期間の終了後に新しい計画の策定はしておりません。当時の計画では、再編についての考え方は小学校の通学区域については現状維持とするというようなことを書いてございます。しかしながら入広瀬小学校につきましては、予想を上回る児童数の減少ということがありまして、なかなか保護者や地域からはどうなるのかという声が既に寄せられております。

これを受けましてまずは正確な数値の推移を示した上で、地元の説明に入りたいという趣旨でございます。資料の説明は学校教育課長からさせていただきます。

森山学校教育課長 （資料「入広瀬小学校児童数推移」により説明）

この資料のほかにこれまでの経緯と今後の予定について簡単にご説明いたします。事務局長が申しあげましたとおり、現在魚沼市通学区域再編計画をベースとして考えております。この方針に基づいて考えているというところであります。令和2年9月に入広瀬小学校のPTA保護者アンケートを行って、18人中16人が回答。人数減少への不安が3名。統合を検討すべきとのご意見が7名。小学校存続へのご意見、提言として3名などのご意見がありました。令和3年度におきましては、4月のPTA総会、その総会後に話し合いが行われまして、入広瀬小学校の今後については先送りをしないというような、今いる保護者のところから考えましょうということで確認がされました。6月30日には校長先生、それからPTA会長、教育長、局長、課長で今後どうするかというふうな取組について相談をしたところであります。今後の予定についてでありますけれども、教育委員会の主催で学校保護者、それからすもんこども園で入広瀬にお住いの未就学児の保護者向けに説明会を実施し、そこでアンケート等によってご意見をそれぞれ集めさせていただきたいと思っております。これは7月の26日の予定です。その後、入広瀬地域への住民の皆様への説明会も実施する予定で考えております。その後、保護者や地域の代表の皆さんなどをメンバーとして検討委員会を設置し、その場で検討を行って今年の11月頃までをめでに結論を出していきたいと考えております。

森島委員長 今ほどの説明に質疑がありましたらお願いいたします。

星野委員 令和2年から令和3年のところに、1年生から2年生のところ、ここ人数が1人少なくなっているんですけれども、これは年度途中で学区外に行かれたとかそういったこと、もしくはただ単に転校で県外に行かれたとか、その辺は分かりますか。

樋口教育長 令和2年度の1学年が4人、令和3年度の2学年が3（1）人ですね。（1）が特別支援学級の人数ですので、合計で4人になります。2年度進級時に特別支援学級への転籍というふうに思われます。

星野委員 そうすると合計の人数が違うような気がするんですけども。

吉澤教育委員会事務局長 この括弧内は内数でありますので、令和3年の2学年は3人が総数と見ていただいたというのは、そのとおりだと思うんですけども、令和2年の4人から令和3年の3人に1名減となった理由については、申し訳ありませんが調べてございません。

森島委員長 後ほど報告をしていただくということでよろしいですね。

吉澤教育委員会事務局長 はい。

森島委員長 星野委員それでよろしいでしょうか。

星野委員 はい。もう一点よろしいですか。例えば年度途中とか、学年の終わりとかで学区外に行きたいとか、そういった声が出る可能性もあり得る。そういった場合は却下せず検討して、そういうこともあり得るということでよろしいんですか。

吉澤教育委員会事務局長 学区外就学につきましては、必ずしも1年入学時だけのことでありませんので、学年が変わるごとに可能性としてはあり得ると考えておりますが、入広

瀬小学校において過去どの程度事例があったかというところまでは、すいませんが今ちょっと分かりません。

森島委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし) ないようでありますので、これで質疑を終結させていただきます。いくつかの問題につきましては、また次回の委員会等できっちりと報告ができたらお願いをしたいと思います。その他、執行部から報告事項はありませんか。(なし) 委員の皆さんから、執行部に対し、ご意見、協議事項等はありませんか。

本田委員　先般、市長の行政報告で斎場に関する訴訟が結審したというような話がございましたけども、今後の方向性についてだけ考えがあるようでしたらお願いいたします。

桑原総務政策部長　本件につきましては、かねてより市長のほうで精査をするということでお答えをしておったところでございます。現在内部の調整も含めまして、その精査の内容についてはまとまりつつあるという段階にあるという部分だけお答えをさせていただきたいかと思います。

森島委員長　ほかにありませんか。(なし) なければ、これからは委員会内部の協議になりますので、執行部は退席ということにさせていただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。(異議なし) 異議ないようですので、これで執行部からは退席いただきます。大変お疲れ様でした。しばらくの間、休憩とします。

休　　憩（11：34）

（執行部退席）

再　　開（11：35）

森島委員長　休憩を解き、会議を再開いたします。

（５）各種委員の選任について

森島委員長　日程第５、各種委員の選任についてを議題とします。当委員会で推薦する各種委員の互選について協議します。ただし、充て職として議長、委員長がその職に就くものは除かせていただきます。市議会議員が各種委員に選任されていますが、そのうち総務文教委員会で選出をして当該委員になってもらうものは、魚沼市都市計画審議会委員１名、魚沼市青少年問題協議会委員１名です。事務局長に根拠条例等を説明させます。

佐藤議会事務局長　私からそれぞれの根拠条例等について説明いたします。まず、都市計画審議会委員のほうですけども、魚沼市都市計画審議会条例第３条第１項で「審議会は、15人以内の委員をもって組織する。」、同条第２項で「委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。」、同条同項第２号で「市議会議員４人以内」となっております。お配りした委員一覧のとおり、議長及び常任委員会の委員長が委員となっております。本年度につきましては、これまで３常任委員会ございましたので、議長と合わせて４人ということでしたが、常任委員会が２つになりましたので、案は議長と合わせて３名と

いうことになっております。次の青少年問題協議会委員については、魚沼市青少年問題協議会条例第2条第1項で「協議会の委員は、10人以内とする。」、同条第2項で「委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。」、同条同項第1号で「市議会議員」となっております。こちらについては特に充て職はなく、第5期議員後期では星野みゆき委員が委嘱されております。なおこの委員会については近年開催がなく、選任依頼があれば委嘱というふうになってございますのでよろしくお願いします。

森島委員長　　今ほど事務局長から説明がありました。ここでしばらくの間、休憩いたします。

休　　憩（11：37）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（11：39）

森島委員長　　休憩を解き、会議を再開します。休憩中に協議いただきました。魚沼市都市計画審議会委員は、私、森島守人総務文教委員長がさせていただきます。次に、魚沼市青少年問題協議会委員に、桑原郁夫委員をそれぞれ推薦することでご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、そのように推薦することに決定いたしました。なお、魚沼市青少年問題協議会については現在任期切れであります。改めて執行部から推薦依頼があった際に桑原郁夫委員を推薦させていただきます。本件については以上といたします。

（6）今後の所管事務調査について

森島委員長　　日程第6、今後の所管事務調査についてを議題とします。皆さんには事前に、前期の総務文教委員会の調査内容とその結果、申し送り事項をまとめた資料をお送りしております。これを基に、今期の総務文教委員会で調査していく項目を確認したいと思います。資料について事務局長から説明させます。

佐藤議会事務局長　　（資料「第5期　総務文教委員会　調査結果」により説明）

森島委員長　　今ほど事務局長から説明がありました。この申し送りについて当委員会として調査、研究させていただきたいと思います。併せて、今後当委員会で調査していくべき新たな課題等があれば、次回委員会までに事務局に報告していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。報告の期限等については改めて事務局からお知らせいたします。

（7）閉会中の所管事務等の調査について

本田委員長　　日程第7、閉会中の所管事務等の調査についてを議題とします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長宛て申し出したいと思い

ます。ご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務等の調査については、議長宛て申し出を行うことに決定しました。

委員の皆様から、ほかにご意見、協議事項等はありませんか。（なし）本日の会議録の調製については、委員長に一任願います。本日の総務文教委員会は、これで閉会いたします。

閉 会（11：46）